

2021
12月
No.572

か り や

か

り

や



復興の街（兵庫県神戸市）

写真提供：田中 勝志 氏

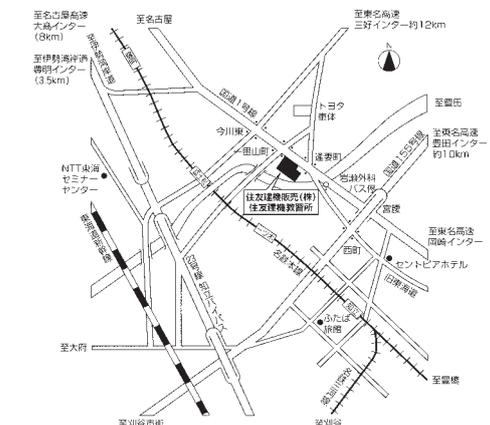
も く じ

令和3年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱1	愛知県の全産業死亡災害..... 10
労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！3	労働者死傷病報告書受付状況..... 10
愛知県の最低賃金.....5	監督署だより..... 11
労働災害防止講習会が開催される.....6	衣浦東部保健所コーナー..... 12
2021年度 第2回理事会が開催される7	エッセイ 労務屋の昨今..... 13
令和3年度第3回「労働トラブル防止総合講座」開催8	会員だより..... 15
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....9	お知らせ..... 16

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

	12月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
移動式クレーン																																
クレーン・テリック	学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習			
衛生管理者																																
車両系建設機械	14Hコース							14Hコース	18Hコース			38Hコース									14Hコース	18Hコース			38Hコース							
解体用機械ブレイカ																																
不整地運搬車																																
小型移動式クレーン																																
玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																
高所作業車																																
床上クレーン																																
ガス溶接																																
特別教育	アーケ溶接	ローラ特別機械研削砥石	該欠	玉掛け特別								アーケ溶接	小型車両系自由研削砥石	粉じん作業	高所特別					アーケ溶接	小型車両系											
安全衛生教育等	丸のこ							有機溶剤				職長教育									振動工具											

	1月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
移動式クレーン																																
クレーン・テリック	学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習		学科実技併合		学科講習			
衛生管理者																																
車両系建設機械												14Hコース										14Hコース	18Hコース			38Hコース						
解体用機械ブレイカ																																
不整地運搬車																																
小型移動式クレーン																																
玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																
高所作業車																																
床上クレーン																																
ガス溶接																																
特別教育								ローラ特別					アーケ溶接	小型車両系自由研削砥石	粉じん作業					アーケ溶接	小型車両系											
安全衛生教育等								該欠					フルハーネス								フルハーネス											



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

令和3年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・刈谷労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内の死亡又は休業4日以上労働災害（以下、「死傷災害」という。）は長期的には減少傾向にありますが、平成28年以降は増加傾向であり、令和2年は死傷災害7,461人（平成28年比17.3%増）、死亡災害50人（平成28年比16.3%増）となっています。

また、本年8月末日現在における死傷災害は4,496人（令和2年同期比12.7%増）、死亡災害17人（令和2年同期比32.0%減）となっており、死亡災害は減少しているものの、死傷災害の増加に歯止めが掛からない状況となっています。

労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、本来の「管理」に今一度立ち戻ることを提唱し、「令和3年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害みんなて迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和3年12月1日～令和3年12月31日

4 主 唱 者：愛知労働局、管下労働基準監督署

5 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、（独）労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、（公財）安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、（公社）愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、（公社）建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、（一財）東海北陸鋳山会、（一社）日本砕石協会愛知県支部、（一社）日本ボイラ協会愛知支部、（一社）日本クレーン協会東海支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本動作の遵守

明るい新年
みんなて迎える
無災害

職場の年末安全衛生推進運動

あたりますの「行っきます」と
あたりますの「おたします」
みんなに頼んでも、あたりますは変わらない
だから私たちは、危なさを向きあう
その先の新年へ

愛知労働局 監督署

運動期間：2021年12月1日～31日

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう。
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう。
- 決められた作業手順を守りましょう。
- 決められた通路を歩きましょう。
- 階段では手すりを持ちましょう。
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう。
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう。
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう。

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



令和4年
4月1日より

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。
また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること （事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
 - ・他の事業主が雇用する労働者
 - ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- カスタマーハラスメントに関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 電話番号 052-857-0312

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

職場におけるハラスメント防止のために 検索



あかるい職場応援団 HP 検索



愛知県の最低賃金

愛知県最低賃金

令和3年10月1日から

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
なお、特定最低賃金がある場合は、特定最低賃金が適用されます。

時間額
(円)
955

特定最低賃金

令和3年12月16日から

時間額
(円)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
(表面処理鋼材を除く。)

996

**はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業**
(建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理
化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造
業及び武器製造業を除く。)

968

輸送用機械器具製造業
(建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転
車・同部分品製造業を除く。)

976



業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修などを行い、事業場内最低賃金を20円以上引き上げた場合、設備投資などのかかった費用の一部を助成します。

「業務改善助成金コールセンター」

(受付時間 平日8:30~17:15)

03-6388-6155

- ◆ 業務改善助成金制度の利用の相談（無料）は、
愛知働き方改革推進支援センター 0120-006-802（令和3年度）
- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局
Aichi Labour Office

労働基準監督署
ハローワーク



愛知県

労働災害防止講習会が開催される



磯部安全部長

去る、10月25日(月)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労働災害防止講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて、申込者多数により

第1部 13:15~14:45

第2部 15:00~16:30 で開催しました。

当日は、(株)イノアックコーポレーションの磯部安全部長の挨拶後、刈谷労働基準監督署の木下署長より挨拶の中で、今年の休業4日以上災害件数は9月末現在386件(前年同月比+69件)で、その件数の中には新型コロナウイルス感染症の罹患や食中毒で42件含まれているが、それを差し引い

ても災害が増加傾向であり、業種別では製造業が多く、その製造業での災害型別では挟まれ・巻き込まれ災害が多く、製造業での典型的な災害であるためリスクアセスメントの導入・定着を軸にして災害防止に努めてほしいと説明されました。

そして、全体での災害の型別では転倒災害が多いので、「STOP! 転倒災害プロジェクト」での取組みをしてほしいと話されました。

最初に、神谷地方産業安全専門官より「刈谷署管内の災害発生状況と今後の課題について」と題して、刈谷署管内の労働災害状況(製造業の挟まれ・巻き込まれ災害、転倒災害、経験期間の短い労働者、高齢者による災害、



神谷地方産業安全専門官

外国人労働者)から見える課題から対策を説明されました。

特に、製造業では挟まれ・巻き込まれ災害が多いことから、その対応としてリスクアセスメントの実施を推奨されリスクを見つけるのではなく、調べてリスクを現状把握することが大切と説明されました。

また、外国人労働者等には、ていねいに安全衛生教育をして理解してもらうことが大切と説明されました。

続いて、藤下労働基準監督官より「エイジフレンドリーガイドラインについて」と題して、近年、60歳以上の高齢者の労働災害が増加傾向で高齢労働者の安全と健康確保のため整備されたエイジフレンドリーガイドラインについて説明をされました。

事業者求められる事項として、1. 安全衛生管理体制の確立、2. 職場環境の改善、3. 高齢労働者の健康や体力の状況の把握、4. 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、5. 安全衛生教育の5つがあり、労働者本人が自身の健康状態を把握できるような取組みをすることが必要であると説明されました。

そして、労働者に求められる事項としては、身体機能や健康状態を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めることや年代に関係なく職場全体で取り組むことが必要と説明されました。



木下署長



藤下労働基準監督官

つぎに、刈谷公共職業安定所 坪井所長より「改正高年齢者雇用安定法について」と題して、令和3年4月から施行された改正高年齢者雇用安定法の内容（65歳までの雇用確保（義務）+70歳までの就業確保（努力義務））について、高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項等を説明されました。

会場には、101名の関係者が参加し熱心に聴講され、管内の災害発生状況、論理的な安全衛生管理の進め方について、災害の対策方法への理解が深まり、盛況裡に終了することができました。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要な方は協会までご連絡下さい。



坪井所長

2021年度 第2回理事会が開催される

2021年10月26日(火)に、シャインズ5F プラザA・B・Cにて刈谷労働基準監督署木下署長をお迎えして理事25名、監事1名出席のもと2021年度第2回理事会を開催しました。

鶴見会長の挨拶に続き、鶴見会長の議長の下、下記の内容の審議、報告が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

最後に刈谷労働基準監督署 木下署長より、①労働災害発生状況等 ②最近の労働基準行政の動向について話をされました。

まず、刈谷署管内の9月末での休業4日以上災害件数が386件（昨年同期比+69）で、その内新型コロナウイルス感染症の罹患や食中毒等で42件含まれているがそれを差し引いても災害が多く大変な状況になっていること、業種別では製造業が多く、その製造業で発生している災害型別では挟まれ・巻き込まれ災害が多く発生しているため、リスクアセスメントの導入・定着を軸に災害防止に努めてほしいと説明されました。

そして、「リスクアセスメント推進事業場宣言」をして推進してほしいと話されました。

つぎに愛知県最低賃金と「業務改善助成金」、過労死等防止啓発月間、「リスクアセスメント推進大会2021 あいち」等について説明されました。

主な審議事項

議案1. 2021年9月末までの事業報告（下期事業予定含む）並びに収支状況報告について

議案2. 入会事業所の承認について

主な報告事項

- ①第10回定時会員総会の運営について（案）



令和3年度第3回「労働トラブル防止総合講座」開催

総括テーマ

『新型コロナウイルス感染拡大下・収束後の労務・安全衛生管理』

——5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説

愛知県下各労働基準協会は「令和3年度労働トラブル防止総合講座」をスタートしました。今年度は『新型コロナウイルス感染拡大下・収束後の労務・安全衛生管理』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。



本講座は昨年より会場における対面受講ができない方等のため、インターネット受講に対応しています。インターネット受講では1週間の配信期間中に、あらかじめお送りする資料・パスワードとともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。

会場は名北労働基準協会の大会議室（名古屋市北区）で、感染症予防対策の徹底を行っています。

さる10月22日に開催した第3回は「就労環境悪化で増加が懸念 パワーハラスメントの防止と発生時の適正対応」と題し、宮澤俊夫法律事務所 所長 宮澤俊夫弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など半数のインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し、瀬戸労働基準協会 舟橋参与が開会挨拶を行いました。

続いて宮澤弁護士より、「パワハラの法的意義」「事業主のパワハラ防止義務」「パワハラ事件が起こるとどうなるか」等、豊富な資料・裁判例とともに解説が行われました。

以降の開催内容は次の通りです。

■第4回■

令和3年12月10日

那須・岩崎法律事務所

岩崎友就弁護士

「企業防衛のための労働条件不利益変更を含む 就業規則改定による労働条件変更の留意点」

■第5回■

令和4年2月21日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「テレワーク等を含む 賃金支払、過労死・過労自殺訴訟に繋がる労働時間の解釈」

各回とも、会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。会員 6310 円、一般 8350 円。

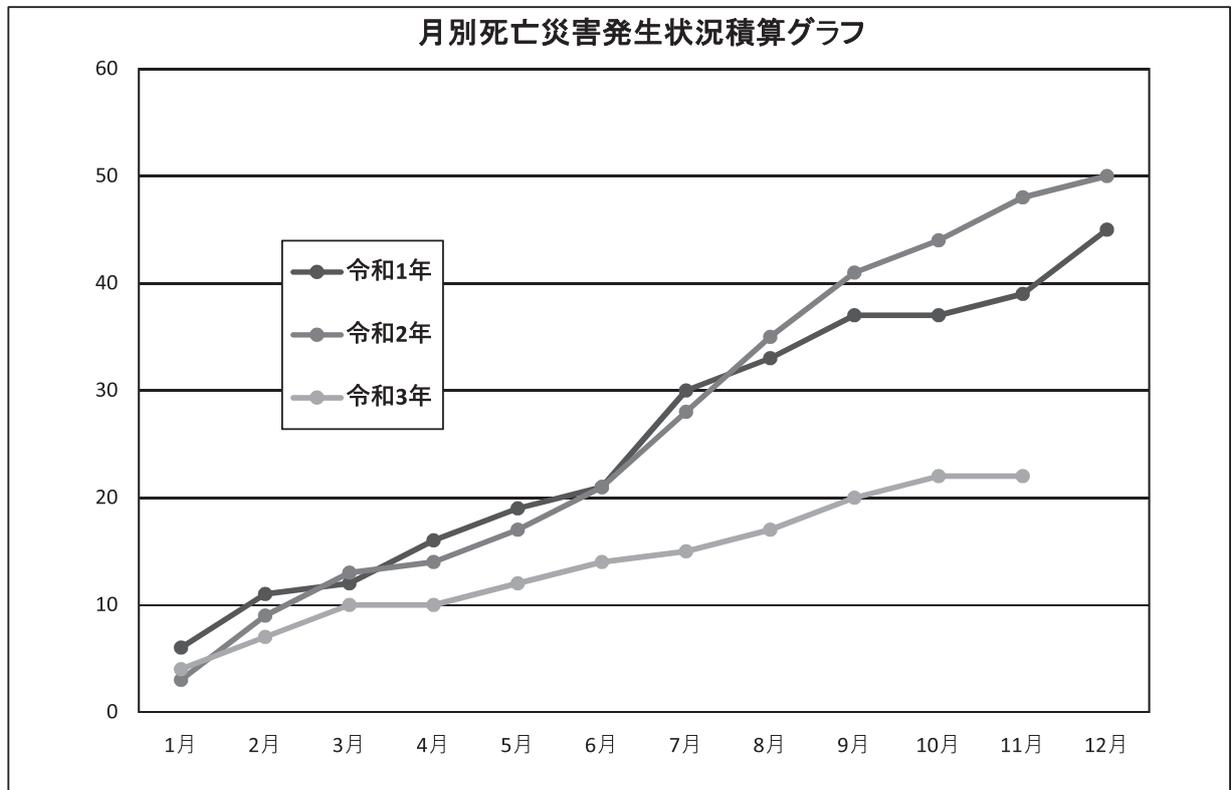
お問い合わせ・お申し込みは、名北労働基準協会総合受付（☎ 052-961-1666）まで。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年11月9日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和3年（速報値）	令和2年同期（速報値）	令和2年確定値
		製 造 業	10（1）	8
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業	1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2	1	1
	金 属 製 品	1（1）	1	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2	3	4
	そ の 他	3		1
建 設 業		4	9（1）	13（2）
	土 木 工 事 業		4（1）	4（1）
	建 築 工 事 業	3	3	5（1）
	そ の 他	1	2	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1（1）	7（1）	7（1）
商 業		2（2）	3（1）	3（1）
	卸 売 業			
	小 売 業	2（2）	2（1）	2（1）
	そ の 他		1	1
清 掃 ・ と 畜 業			3	3
上 記 以 外 の 事 業		5（1）	9（1）	13（2）
合 計		22（5）	39（4）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

(令和3年11月9日現在)

愛知労働局

発生日発生時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	経歴	事故の型	起因物	災害状況
10月9:22	その他の建設業	9名以下	大工	40代	4年	墜落・転落	足場	住宅の外壁塗装工事後に、足場解体のため屋根上でシート外し作業をしていた被災者が屋根端から墜落した。傾斜のある屋根上で転倒し、そのまま転落したとみられる。
10月11:50	教育・研究業	9名以下	庭師	80代	2年	墜落・転落	はしご等	樹木剪定作業中に、梯子状にして木に括り付けた脚立の約4mの位置から墜落したとみられる。ヘルメット、墜落制止用器具は着用していなかった。

令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況 (令和3年10月末日現在)

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製造業計	14		167		144		+23		建設業計			18		33	(1)	-15	-1
食料品	1		30		25		+5		土木			5		3	(1)	+2	-1
繊維			1				+1		建築			9		19		-10	
木材・木製品			1				+1		その他			4		11		-7	
製紙・印刷			1		2		-1		交通・運輸業	4		58		47		+11	
化学	1		5		10		-5		陸上貨物業			3		3			
窯業・土石	1		7		6		+1		港湾荷役業	1		1				+1	
鉄鋼・非鉄			10		13		-3		商業	10		56		53		+3	
金属製品	4		34		42		-8		接客・娯楽業	1		21		13		+8	
一般機械			5		9		-4		清掃業	1		13		21		-8	
電気機械			3		3												
輸送用機械	5		60		31		+29		その他	16		96		61		+35	
その他製造	2		10		3		+7		合計	47		433		375	(1)	+58	-1

※本統計は令和3年10月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

複数事業労働者の労災保険給付について

刈谷労働基準監督署

政府は働き方改革の一環として副業・兼業を推進していますが、クラウドソーシングやギグワークなど、ネット上で提供されるプラットフォームサービスにより、多くの人が簡単に副業・兼業を行うことができるようになりました。同時に多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた法令の改正も進められており、昨年度は副業・兼業を持つ労働者及び特別加入者（「複数事業労働者」と言います。）に対する労災保険給付が見直されました。また今年度には新しい働き方にも対応できるよう特別加入制度の対象者が拡大されました（フードデリバリーをはじめとする自転車貨物運送事業者やITフリーランス等）。

昨年度の改正により、複数事業労働者に対する休業（補償）給付等保険給付を行う際は、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した平均賃金に相当する額を合算し、合算により得た額を給付基礎日額とすることとなりました。

そのため、複数事業労働者が休業（補償）給付請求等を行う場合には、副業・兼業先事業場についても「平均賃金算定内訳」の作成が必要となり、併せて「複数事業労働者用」の添付が必要となります。

「複数事業者労働者用」は、副業・兼業先事業場の名称・所在地等情報を記入の上、同事業場における平均賃金、休業期間及び休業日数を副業・兼業先事業主に証明していただくもので、2回目以降の休業（補償）給付請求を行う場合にも添付が必要です。

【注意】休業補償給付されないケース

A 事業場で建設作業、副業としてB 事業場で事務作業に従事する複数事業労働者。

建設現場で骨折し入院。退院後B 事業場において就業し賃金を得ていた場合、軽作業可能との判断から、A 事業場の休業補償給付も支給されないこととなる（休業（補償）給付の支給要件について、従来の考え方に変更はありません）。

入院期間中、災害発生事業場では有給休暇を取得し賃金を得ていた場合、次のとおり保険給付額が計算されます。

複数事業労働者（給付基礎日額 10,000 円）が入院期間中の一日について、A 事業場では有給休暇を取得し（平均賃金相当額は 6,000 円、賃金 7,000 円を受領）、B 事業場では無給であった場合（平均賃金相当額は 4,000 円、無給）、給付基礎日額から実際に支払われる賃金（平均賃金相当額を上限とする。本件では 6,000 円。）を控除した金額をもとに、当該日についての保険給付額を算定（ $(10,000 \text{ 円} - 6,000 \text{ 円}) \times 0.6 = 2,400 \text{ 円}$ ）。

なお、災害発生事業場の事業主が行う待期間補償額は、労働基準法の災害補償規定は改正されていないため、副業・兼業先事業場における平均賃金相当額を合算せずに算定してください。

高浜市の歯科健診のご案内

こんな方は歯周病に要注意！

- 歯ぐきに腫れや出血がある
- 歯がしみる
- 間食をよくする
- 趣味がなくストレスがたまる
- かかりつけの歯医者がない
- 歯の治療は後回しにしがち
- 歯磨きは1日2回未満
- 自分の歯ブラシを持っていない
- たばこを吸う

特定の
年齢で

無料の歯科健診を受けられます

40歳以上の約80%が歯周病といわれています。丈夫な歯と歯ぐきを守るために、歯科健診を受けましょう。

対象 年度内に下記の年齢になる市民
40歳、45歳、50歳、55歳、
60歳、65歳、70歳

期間 7月～2月末

問合せ 高浜市健康推進グループ
☎0566-52-9871



マシンスタジオのご案内

名鉄三河高浜駅直結のいきいき広場2階にあるマシンスタジオでは、エアロビクス運動、マシントレーニング、コグニバイク、リズム体操、ストレッチ体操などの利用者に適した運動メニューを提供しています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、市外の方の新規利用登録を中止しています。

※その他の感染症防止対策については右下のQRコードからご確認ください。

利用時間 AM10:00～PM9:00（土・日・祝日はPM5:00まで）
休業日年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

使用料 310円（1人1回）
65歳以上の方 100円（1人1回）
中学生以下の方 100円（1人1回）

アクセス 高浜市春日町五丁目165番地 **電話番号** 0566-87-7350



マシンスタジオ
のホームページ
はこちら↓↓



一般社団法人 東海労働経済研究所
代表理事 小栗 利治
(前愛知紛争調整委員会委員)

人口減に耐える会社・社会

1. 偏在する人口

昭和の一桁の時代に生まれた私は、兄弟姉妹が11人と恵まれ、そのうち育ったのは9人、正に「産めよ、増やせよ」と囃子たてられた時代でもあった。

一ダースの目標を立て、達成すれば表彰ものでもあったが、兄弟姉妹が、どこの家庭でも5、6人いるのが当たり前でもあった。

急転直下、私の子は男女2人のみ、兄弟姉妹を見まわしても、平均2人弱、人口が急減するのは当たり前であろう。

新聞報道によると、昨年実施された国勢調査で日本の総人口が、それでも未だ1億2622万6568人、5年前の前回調査よりも、約86万8000人減ったと言っても、国連推計で日本の人口は世界で11番目だそうである。

「これ以上、減らすな」とかけ声をかけても今後も人口は減り続けるであろう。何故か、私は兄弟姉妹の子は平均1.5人しか生まれていない。近隣でも子供は一人っ子家庭が多いからである。

孫の代を眺めても、1人っ子が多いのだ。新聞報道による国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、40年後の人口は9千万人を下回り、現在よりも3割減るそうである。国も地方都市等も、会社も成り立たなくなるのではないだろうか。

ここ1・2年の政治は「コロナ」に振りまわされている。人口が増える要因は、ほとんど皆無に等しい昨今である。その中で国力を維持して行くためには、目先の小さい事柄に振りまわされる「アラ捜し」政治に終始されることなく、また政権政治家は、「清潔感のある人生観」を持つ者でなければならないと思うものである。

この趨勢を少しでも和らげるため、少子化対策に十分、配慮した政策が展開されなければならない。然し、日本人は昨今の経済成長の中、豊かな日常生活を送ることができ、それに馴れたため、ますます少子化を選択するようになった。子は子宝と言う時代が、今こそ求められている。

その結果、新しい産業が生まれにくい。私の住んでいる半田市では、ひと頃高騰していた地価が反転し、どんどん下がる傾向になっている。東京・神奈川のような肥大化した都市では、いまでも地価が高騰していると聞く。正に一局集中である。

地方は、防ぐことの出来ない人口減少時代に入ったのに何故か、特定場所に人が集中する傾向が生まれるのには、そこが豊かであることが、最大の要因であろう。小さな島国の今の日本は、バランスが崩れた状態と言えなくもない。つまり豊かで、働いても相応の報酬が得られる関東圏に人が集中し、地方はどんどん過疎になっていくのであるから…。

昨年1月の人口動態調査によると、出産・子育ての中心となる20～30代と比べて、0～19歳の男女

は2割程度少ないと言うことだ。さすれば日本の行く先は暗くなる。つまり少子化が一段と進むからである。然も、この傾向が改善する見込みは少ないのだ。

日本の政治が人口減少をはばむ議論をしていることを聞いたことがない。政権政党の上げ足とり批判がもっぱらである。本来政治は、人口減少時代を憂い、人口増を目指す処方箋を示すべきことが、一番大切なことではないのか。

2. 人口減に耐えるための外国人の雇用

近隣でも、外国人が増えたことを実感するケースが多くなった。日本に居を構えている人も多くなった。然し、様々な理由があるであろう、永住を前提とした外国人の雇用には、難しい入管規制もある。

アメリカのような合衆国が、スタートの国なら、どこの国の人であろうと、民族の違いにあまり抵抗がないのであろうが、日本のように大和人イコール日本人。以外は鎖国であってみれば容易に外国人を受け入れ難い土壌が日本にある。

昔と言っても、戦前の日本は再び言うが、「生めよ、増やせよ」であった。今一度、「生めよ、増やせよ」を国是とすることは出来ないのか。子供3人以上の家庭を援助することはできないのか。

東京や神奈川など首都圏では人口が増えている。何故か、豊かである。便利であるから。当然そこへ人は集中する。

地方にも豊かさがあり、便利さがあれば、人は集まる。そんなバランスが崩れたのが、一国集中である。一国集中の政治は終わりにして、地方分散の政治を行なうことが出来ないのか。

38都府県では人口が減るなど人口の偏在も加速している昨今である。すでに全国1,719市町村のうち、8割以上で人口が減っているという。次に一夫婦で3人以上の児を持つ家族には金銭的な支援をすること等も必要ではなかろうか。

3. 議員の高齢化は目に余る

議員は定年年齢（65歳）を過ぎ、年金を貰いながら、余禄の人生の者がどんどん増えてきた。歳をとり過ぎでいる人（65歳以上）が、多い。そして失礼ながら、年金を貰い、選挙に何回も出馬し、地方議会は高齢者集団議会になってしまっていないか。老人議会の年金受給集団で、将来が語れるのか。

この人達に若い人の憂いの声が聞えるのであろうか、解るのであろうか。老人集団議会で果たして良いのであろうか。そして新聞種になるような不正、不当な行いをする者も絶えない。議員にも定年制（せいぜい65歳）を設ける必要はないのか。議論に危機感や切迫感が無さすぎるとは思わないのか。求められるのは「井戸堀議員」ではないのか。

前号に続き「善を持って生きる」

善を持って生きることで人は完成である。

善のある人は先を見通し、理解し、知恵と勇気を持つことができる。親切で正直、そして用心深い人はみんなから崇拜される。高潔、英知、理解は幸せの根幹だ。善はこの世を上から照らし、安らかな心で覆ってくれる。そのまばゆい美しさは神にも人にも等しく崇拜されるだろう。

善のない美はなく、悪のない魂も必要。善は英知の神髄で、それ以外のものはすべて愚かなことだ。人が偉大であるか否かは善で判断するもので、財や富ではかるものではない。

善はそれだけで足れり。生きている間に愛され、亡くなっても忘れられないのは善のある人だけだ。

前号に続きバルヌザール・グラシアン「賢人の知恵」181より一部引用したもの。

会員だより

安城支部

《会社概要》

企業名：社会医療法人財団新和会 八千代病院

代表者：院長 小林 一郎

所在地：安城市住吉町2丁目2番7号

設立：1990年（平成2年）

2005年（平成17年）現在地に移転

事業内容：病院

職員数：826名（2021年6月1日現在）

URL：<http://www.yachiyo-hosp.or.jp/>



《VISION》

- 法人理念 地域の未来^{あす}あすを見つめ、人々の豊かな生涯を支える
- 病院理念 最善の医療を提供する
私たちは地域の皆様の健康を守り、より良い生活を送っていただくために最善の医療を提供します。
- モットー 「親切 親和 信念」私たちは、親切に、多職種協働して、強い信念を持って医療に当たります。

《事業内容》

診療科	内科、外科、麻酔科、ペインクリニック外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、臨床検査科、病理診断科、救急科他（29診療科）
診療施設	救急センター、八千代総合健診センター、総合リハビリセンター、糖尿病センター 他8センター
関連施設	①在宅支援部門 八千代訪問看護ステーション、ホームヘルプ八千代、ケアサポート八千代、安城市地域包括支援センター八千代、八千代リハビリデイサービス彩 ②介護老人保健施設さとまち

《事業紹介》

①診療科

内科、外科を中心に29診療科を保有。専門分野に分かれ、安心且つ高度な診療により年間平均23万人の患者様が来院しています。

②診療施設

救急センターを含め12の専門医療センターを保有。認知症、脊椎・脊髄疾患、放射線治療、各種リハビリテーション、各種健康診断等に対応しています。

当院は西三河南部西医療圏の2次救急輪番病院として、24時間体制で救急医療に対応しています。安城市をはじめ、知立市、豊田市、岡崎市、刈谷市などからの救急隊による受け入れ要請に応じています。



▲放射線治療センター



▲健診センターロビー

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技	31H フォークリフト	(学) 1月7日 (実) 1月8・9・15日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
		(学) 2月4日 (実) 2月5・6・12日			
技	有機溶剤作業主任者	1月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
能 講 習	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	1月6・7日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		1月17・18日			
		1月18・19日	刈谷商工会議所		
		1月27・28日	あいち産業科学技術総合センター		
		2月7・8日	あいち産業科学技術総合センター		
		2月24・25日			
技	プレス機械作業主任者	2月9・10日	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円	
技	酸欠・硫化水素危険作業主任者	2月16・17・18日	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円	
特 別 教 育	低圧電気 (実技7H含む)	(学) 1月25日 (実) 1月26日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
	フルハーネス型墜落制止用器具	2月1日	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
	自由研削といし	2月8日	あいち産業科学技術総合センター	10,800 円	13,800 円
	機械研削といし	(学) 2月14日 (実) 2月15日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	粉じん	2月28日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円
そ の 他 の 教 育	職長教育(製造業)	1月19・20日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	安全管理者選任時研修	1月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
	フォークリフト従事者教育	2月2日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
	衛生管理者受験準備勉強会	2月21・22日	あいち産業科学技術総合センター	19,500 円	22,500 円

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
安全衛生推進者養成講習	1月20・21日	西尾市文化会館
安全管理者選任時研修	1月27日	西尾市文化会館
	2月25日	
	2月21・22日	豊田商工会議所
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1月26日	豊田市福祉センター
職長教育	2月9・10日	西尾市文化会館
職長・安全衛生教育併合講習	2月14・15日	豊田商工会議所
異常処置教育	2月18日	西尾市文化会館

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
危険予知訓練（KYT）1日研修会	1月21日	刈谷商工会議所

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
ガス	2月1日	2月5日	ポータルビル	トヨタ教育センター	13,780円
技能講習	乾燥設備作業主任者	2月16・17日	ポータルビル		13,340円
	はい作業主任者	2月7・8日	ポータルビル		12,895円
	石綿作業主任者	2月21・22日	ポータルビル		13,280円
	鉛作業主任者	2月14・15日	ポータルビル		13,060円
	その他	局所排気装置自主検査者	2月14・15日	2月16 or 17日	ポータルビル

協会の冬休み

12月25日(土)～1月4日(火)まで休業いたします

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
 不休災害 黄
 休業災害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから
midori-anzen.co.jp/mwj/



MIDORI
LADIES' WORKS COLLECTION

明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎ 052-822-2525
FAX 052-824-1064

《四大定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
電話 〇五八六-二二一六三三三七
定価一五〇円

◎労働基準調査局とは一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073